

令和5年9月定例会 総務委員会（付託）

令和5年9月26日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の調査を行います。

公安委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

なし

笠井企画・サイバー警察局長

報告事項はございません。

眞貝委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

扶川委員

事前委員会からお尋ねしておりますが、虚偽公文書作成及び同行使の関係でお尋ねいたします。2点だけお尋ねしますので、口頭でお答えください。

一つ目は、告発された事件は、この間受理されたとお答えいただきましたが、告発後、どのような捜査、手続が行われるのか、流れを教えてください。

もう一つは、今回、職員は架空請求をされていると報道されていますが、架空請求することというのは、受け手側である藍産業振興協会も共犯若しくは私文書偽造をしたということになるのではないかと。さらに、決裁過程においても職員の行為を容認している上司の人もいたのではないかと思います。

このような方々が犯罪に加担していた場合、場合によっては立件も視野に入れなければならないと思うのですが、このことについて、どのような見解か教えてください。

高橋刑事部長

まず、告訴・告発があった場合にどのような捜査をするのかという点と、一般論でありますけれども、犯罪の捜査で本件以外の他の事実が明らかになった場合ということだと思っております。

告訴・告発は、刑事訴訟法にのっとりた手続でありますので、飽くまで被害届であるとか、捜査の端緒にしかすぎないということでありますので、通常と同じように証拠を収集しまして、関係者の供述等々により事実を明らかにするというものであります。

告訴・告発を受けた我々司法警察員の手続としましては、速やかに書類、証拠物等を検察官に送付しなければならないとされております。これは、送付の義務があるということが刑事訴訟法では明らかになっているということです。

余罪の話であります。飽くまで本件ではなく、一般論の話でありますけれども、もとより、捜査は予断を排して行うものでありますので、事実の認定は、当然、証拠によるということであります。ですから、こうした証拠がそろって事実関係が明らかになったときは、立件もしますし、そうでないものもあるということでもあります。

扶川委員

取りあえず、今申し上げた点も踏まえまして冷静な捜査をお願いしたいと思います。

それと、告発に係る事件の概要については、刑訴法で答弁できないことと理解しておりますけれども、県議会としては、こういった重要な事案が出てきたときに、議会で審議せずにほったらかしにするということにはできません。

新聞報道などで流されている情報では、相当いろいろなことが出てきておりますけれども、それについて議会で我々が質問したときに、口頭で理事者側から答弁を頂くということは、刑訴法何なりの法律違反になるのかどうか教えてください。

眞貝委員長

小休します。（10時46分）

眞貝委員長

再開します。（10時51分）

高橋刑事部長

まず、訴訟に関する書類の関係のおさらいみたいな答弁になりますけれども、前回の事前委員会でお答えしましたように、刑訴法第47条は、訴訟に関する書類の扱いは公開しないということであります。当然、確定裁判以降の記録は、そうじゃないと書いてあります。さらに、訴訟に関する書類は、刑訴法に情報公開法とか個人情報保護法等にも適用しないと書いてあります。

ただ、委員のお話として、議会でこういった事案をつまびらかにすべきではないのかという御質問でありますけれども、我々は刑事訴訟法を所管する立場にありませんので、我々のほうから、この法律がどうだとか法律違反になるということはコメントする立場にないということになります。

ただ、先ほど言ったように刑訴法にもこのように書かれておりますし、県の情報公開条例には、訴訟に関する書類、捜査過程において作成した書類であるとか押収物、これに対する開示請求の適用除外としておりますのは、もとより司法の場で明らかにすべき事実であるとか、また捜査に影響があるとか、公訴の維持に影響があるとか、そういう観点から条例上は適用除外となっているということでもありますので、我々が議会の場でつまびらかにするのは適当ではないという認識であります。

扶川委員

警察が明らかにするのは、もちろん適当でないということは分かっております。今、お答えいただいたかと思いますが、要は、所管課、県警ではなく告発した側が、一定の説明をすることについては、私は違法ではないと思っております。そのことについては了解いただきたい。よろしく願いいたします。

詳細の議論は、経営戦略部のほうでやりたいと思います。

井川委員

自転車の交通マナーについてお聞かせいただきたいと思います。

私の家は徳島市の加茂地区というところでありまして、すぐ近くに城ノ内高校、城北高校、徳島科学技術高校、中央高校があります。地元の小中学校もありますし、徳島県ではほかに類を見ないぐらい自転車通学の子供たちがたくさんいる地域であるという自負があり、いろいろと思うところがあります。

委員会で、教育委員会をはじめ、10年近くこのことを言ってきたのですけれども、我々が学生の頃は、自転車通学にはいろいろな子がいまして、横並びで走ったり、後ろに人を乗せたりと、本当に危険な運転が目立っておりました。今は、そのような危険な運転はなくなり、みんな真面目に自転車通学しているところであります。

ただ、交通マナーというのか、自転車の乗り方が基本的に分かっているのかというところが多々見受けられます。

今朝もそうだったのですが、見通しの悪い道を乗り出そうとすると、前を自転車が走る。我々も十分注意をしているのですけれども、まっすぐ来てブレーキも掛けずにと来る人もたくさんおります。

とにかく、自転車はまっすぐ走るもので、止まるものではないと思っているのか知らんけど、何も気にせずにと真面目そうな顔をして行くんです。もう少し、左右を見るとかいろいろ意識してやってくれなければ、車だって全部分かっているわけではないのです。自転車のことは重々気にしていますが、自転車も交通マナーを守っていろいろなことを考えながらやっていっていただかないと我々も防ぎようもないというか、そういうところが多々あります。

そこで、自転車の交通マナーについてお聞かせいただきたいと思います。

報道によると、昨年度の人口1万人当たりの通学中の交通事故件数が、徳島県の高校生がワースト3位、中学生がワースト4位という結果であったということです。

非常に悪い状況でございまして、これをどなんぞせなあかんなど。私も前々から教育委員会には言っておりますけれども、とにかく、何かもっと手立てはないのかなと思ひ質問させていただきたいと思います。

取りあえず、ここ数年の自転車の交通事故の件数と推移を教えていただきたいと思ひます。

大喜交通部参事官兼交通企画課長

自転車のマナー関係であります。

まず、自転車の事故件数の推移についての御質問でございます。

過去5年間における自転車が関係する事故の発生件数は、交通事故全体の約2割を占める状況で推移しております。その件数について御説明いたします。

平成30年は全ての事故件数2,809件のうち自転車が関係する事故は456件、令和元年は全ての事故件数2,515件中464件、令和2年は全ての事故件数2,165件中440件、令和3年は2,121件中406件、令和4年は1,960件中415件と推移しております。

全体の交通事故件数が減少している中において、過去5年間の自転車事故発生件数は、説明いたしましたとおり、過去5年、各年とも400件台とほぼ横ばいで推移している状況でございます。

井川委員

自転車の事故の割合がほとんど減っていない状況です。

身体の不自由な方、高齢者の方も段々と増えてくるというところで、交通事故全体から言えば減ってきているが、自転車事故の推移はどうすればいいのかと思います。

警察官が自転車の交通違反を発見した場合は、いわゆるイエローカードという指導警告票を交付していると伺っておりますが、冒頭説明したとおり、本県においても交通マナーの悪い、運転マナーの悪い自転車が目立つところであります。

どうしてこのような違反が多いのか。昨年の指導警告の内容について教えていただきたいと思います。

大喜交通部参事官兼交通企画課長

昨年の自転車安全カードと指導警告についての御質問でございます。

県警察では、自転車利用者の交通違反に対して指導警告を行う場合、委員がお話しされました、いわゆるイエローカード、自転車安全カードの交付を行っているところでございます。

昨年中の自転車安全カード交付による指導警告の件数は3,797件で、多い違反は順に、無灯火運転が2,572件、携帯電話使用が407件、信号無視が142件、右側通行が129件、二人乗りが65件となっております。

井川委員

無灯火が多い、携帯電話、信号無視、確かにそうですよね。

我々が学生だった頃は、これもあったのだろうけれども、本当に目に見えてむちゃくちゃをしているなと思っていたのですけれども、近頃はそういうのはないのだけれども、自転車で走る基本的なことを忘れているのですかね。

そういったことをもっと注意喚起というか警告していただきたいなと思います。

1年間で約4,000件の指導警告があったということでございますが、これは、恐らく氷山の一角で、本当はもっとあると思います。

県警察では、今年の8月から自転車の取締りを強化しているということであり、先般も、一時停止の違反の自転車を検挙した、赤切符を切ったとの報道が出ておりました。

自転車について、これまでと違って、どのような取締りを行っていくのか。また、自転車の交通安全対策について、今後の方針も含めて教えていただきたいと思います。

大喜交通部参事官兼交通企画課長

自転車の指導取締りの現状と対策についての御質問でございます。

県警察では、自転車事故の実態や自転車利用者の交通違反が多い現状などを踏まえ、自転車安全カードの交付による指導警告のみならず、悪質性、危険性及び迷惑性等を総合的に判断した上で、交通切符による検挙措置を講じているところでございます。

警察では、自転車に関係する事故が現に発生し、又は発生が懸念される地区、路線を自転車指導啓発重点地区・路線として選定しておりまして、自転車の指導取締りは、この地区や路線を中心に一斉取締りを行うなどの方法により実施しております。

検挙に当たっては、交通事故を惹起^{じゃっき}したり、誘発するような悪質、危険な違反や、迷惑性が高い違反を対象とし、警察官の指導に従わず、違反を反復、継続するなど、違反行為の態様についても判断材料としております。

今後とも、関係機関・団体と連携しながら、自転車の交通ルールの周知や道路交通環境の整備を図るとともに、悪質、危険な違反に対しては、厳正な指導取締りを推進するなど総合的な自転車対策を進めてまいります。

井川委員

自転車のマナー違反もどんどん検挙してというのはおかしいのですけれども、これは純然たる交通違反ですよということをもっともっと知らしめていただきたい。

欲を言えば、教育委員会で、中学校で自転車に乗ってもいいとした際に、もっと基本的な指導を、よくテレビで見るような、スタントマンが出てきて、どんと当たって危ないよということも大事なことですけれども、それ以上にふだんの道をまともに走ってもらうように啓発をやってもらいたいと思います。

そのような運転にならないように、引き続き、教育委員会と連携を図って、交通安全教育や指導啓発、その他自転車の交通安全対策を進めてもらい、車や自転車、歩行者の誰もが安心して通行できるような交通の実現を目指していただきたいと思います。

ここで言うだけではなくて、もっと警察が立ち入って、交通指導、自転車の乗り方、基本的なことからもっと啓発していただきたいと思います。

坂口委員

6月の委員会の継続みたいな形になるのですが、私のほうからは、井川委員と重複してくる部分もあると思うのですが、自転車のヘルメットの着用促進について何点かお伺いしたいと思います。

4月1日の道交法改正によって、ヘルメットの着用が努力義務化されたということで、先ほど井川委員からお話もありましたとともに、警察でも各種取締りを行っていただいていることと思います。

その中で、先般、警察庁から全国におけるヘルメットの着用率が報道等されております。徳島県においては、商店街や駐輪場等付近において実施されたと伺っております。数字も報道等で発表されておりますが、着用率について再度お聞かせいただけたらと思います。

大喜交通部参事官兼交通企画課長

自転車ヘルメットの着用率についての御質問でございます。

先日、警察庁から自転車乗車用ヘルメットの着用率について、全国の平均着用率は13.5パーセント、本県の着用率は18.4パーセントと公表されたところでございます。

四国の着用率については、香川県が7.1パーセント、愛媛県が59.9パーセント、高知県が13.4パーセントで、四国内で本県は、愛媛県に次ぐ位置付けとなっております。

坂口委員

私も新聞等で拝見させていただきました。47都道府県では、低いところで二、数パーセントというところもあったようですが、それに比べれば少しは高いのではという部分ではあります。

今日こちらに来るときに、私は鳴門ですので、鳴門高校、鳴門渦潮高校の生徒さん、高校生でかぶっている人は一人もいませんでした。中学生については、校則で自転車通学するにはヘルメットを義務付けられていると思うので、中学生の方はほぼかぶっておられる。でも、高校生はかぶっていない。その中には、髪型が崩れる、一人かぶっているのが恥ずかしいといった意見も多々あると思うのです。

先ほど、大喜課長から説明いただきました愛媛県は59.9パーセントで、私が松山に1か月半くらい前に伺った際にも、多くの方がヘルメットをかぶっておられて、違和感というか、驚きを感じたところであります。

なぜこんなにかぶっているのかなというところと、59.9パーセントの数字の根拠は何なのかというところを確認しましたところ、3万人の高校生の方にヘルメットを無償で提供されているという、2015年7月1日の記事がありました。そのいきさつとしては、高校生二人が亡くなったということきっかけとして3万人に無償配付ということがあったようです。

予算規模としては、こちらの委員会で言うものではないのですが、9,000万円掛かり、3,000万円を県が助成されているということでした。今回、徳島では1,500万円くらいということですので、約半分くらいの金額で、愛媛県が人口143万人くらいということで、徳島の倍まではいかないのですが、それを考えると、愛媛県が3,000万円を助成したというのであれば、高校生全員に配ってあげられるくらいの金額が予算として上げられているのかなと思ったところであります。ちょっと余談で申し訳なかったです。

徳島県は20パーセントにも満たないということです。自転車の事故で死亡原因で頭を打つということが大きいと思います。そこで、致死率を下げるため、ヘルメット着用について、警察のほうでもいろいろなキャンペーン等をやっていると思います。

こうした中、今議会で示されている「徳島新未来創生」政策集、徳島県版・骨太方針でも、全世代での着用率向上が触れられておりますが、県警察としてどのように取り組んでいくのか。今回、助成対象になるのが高校生と高齢者だけということで、警察関係の話ではないのですが、全世代での着用率を向上するためにどのような形で進められるのかをお聞かせいただければと思います。

大喜交通部参事官兼交通企画課長

ヘルメット助成に係る内容も踏まえまして、自転車ヘルメット着用率向上に向けた県警の取組についての御質問でございます。

県警察では、本年4月の自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされた法改正を受け、関係機関、団体と連携し、交通安全教育をはじめ、街頭でのキャンペーンや啓発動画の制作など、ヘルメットの着用促進に向けた取組を行っているところでございます。

ヘルメットの着用率が低い高校生に対しては、ヘルメット着用率などを審査項目とする、県下の高校生参加による自転車安全利用コンテストや自転車ヘルメット着用推進モデル高校の指定などの取組を実施しているところであります。

また、委員からも御提案いただいておりますヘルメット購入費用の助成制度について、これは本議会に補正予算案が提案されて、御審議いただいていると承知しております。

予算案の成立以降、県や市町村、関係団体と連携し、積極的に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、これらの活動をはじめ、関係機関・団体と連携した啓発活動等により、全世代のヘルメットの着用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

坂口委員

県警察のほうでも、限られた人員の中でヘルメットの着用に向けて様々に御尽力いただいているということは把握しておりますが、先ほど申し上げましたように、県警察の力だけではなかなか難しいのかなと正直、私自身も把握しておりますし、今日お集まりの委員もそういうふうに使われていると思います。

その中でも、先ほど大喜課長がおっしゃったようにコンテストであるとかモデル高校の指定等、引き続き、自転車に乗られる方々の安全について活動をお願いできればなと思っております。

次に、井川委員とかぶってしまいますが、マナーアップについて、先ほど申し上げたように今日も鳴門高校、鳴門渦潮高校の自転車通学の方々の行動を見ました。

一時停止とか信号無視とかもちろんあるのですけれども、基本、自転車は左側通行ですが、私の家の近くに新池川がありまして、鳴池線とJRが交わる場所があるのですが、本来、自転車、歩行者が歩くところがこれくらいしかないんです。JRのほうからツタが出てきて半分以上越えている。こちらのガードレールのところは、草がぼうぼうに生えていて、人しか歩けない。なので、学生さんたちは仕方なく右側通行をするというところがあります。これについてはJRであるとか、県土整備部にはお話をさせてもらっておりますが、マナーアップという部分では、そういった整備ができていないのではないのかなというところがあります。

自転車も事故を起こした場合、加害者となって、先般であれば電動キックボードを運転されていた23歳の女の方が捕まっていたのかなと思うのですけれども、自転車も加害者となるということがあると思います。坂道を猛スピードで降りてきたら、そこに小学生がいました。老人がいましたと。

そこで、自転車も保険があると思うんです。車と同じように自賠責的な、年間何百円を入れると思うのですけれども、実際、保険加入されているのかなと思います。購入当時は

されると思うのですけれども、中にはインターネットで購入された方、そういった方が保険に加入していなくて、加害者となったために大きな損害賠償請求を受ける。多分、何千万円と掛かると思うのです。こちらの委員会ではないと思うのですけれども、そういったのもやらなければいけないのかなと。単に取締り、マナーアップだけではなく、そういったところもやらなければと感じているところでもあります。

警察では、学生さんや自転車に乗る方に指導と言っても、冒頭申し上げたように人数が限られている。四六時中、交差点で立っているわけにはいかないの、教育委員会や御家庭での自転車の安全教育であるとか、あとは民間の自転車販売店といったところにも御協力いただきながらやっていただく必要があると思います。

その点について、幅広い年代層に対して自転車の安全教育も警察のほうでやっていただいていると思うのですが、自転車の交通マナーアップについては、どのように考えているのかお伺いできればと思います。

大喜交通部参事官兼交通企画課長

自転車の安全教育やマナーアップに向けての見解についての御質問を頂いております。

自転車に関連する事故の多くが、自転車側にも法令違反が認められることなどから、自転車の利用者にも、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を求めていくことが重要であると認識しているところでございます。

県警察においては、現在実施している秋の全国交通安全運動に伴う啓発活動をはじめ、あらゆる機会を通じて、幅広い年齢層に自転車の安全利用を呼び掛けており、今年度からは自転車の悪質違反に対する取締りを強化したところでございます。

さらに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対しては、戸別に自宅を巡回訪問して、交通安全教育を実施するなどの取組を拡充しております。

今後とも、良好な自転車交通秩序の実現に向け、自治体等の関係機関、団体とも連携しながら、交通安全教育をはじめとする取組を推進してまいりたいと思います。

坂口委員

引き続き、警察でできる範囲のことは、マナーアップ、取締りも含め、着用率向上をお願いできればと思っております。

先ほども申し上げましたように、ヘルメットを着用させるのが目的ではないと思っております。人命に勝るものはないと考えておりますし、皆様方も同様だと思います。自転車に乗る方、また歩行者、車、バイク、様々な方がいらっしゃる。その方が、安全に安心して道路を通行できる。その部分については、警察に御協力いただきながら、教育委員会、これは文教厚生委員会で委員外議員で質問しようと思っておりますのですけれども、正直、教育委員会、県土整備部、様々なところを横断的にやっていかないとヘルメットの着用は難しいのかなと考えております。

ヘルメットを全員に与えるとなると、お金も掛かりますし、一時だけでいいのか、翌年入学される方はどうするのか、そのあたりも考えていかなければなりません。

徳島県の18.4パーセントがこの1年間で50パーセントになるとは、考えられないと私個人は思っています。

私たちの活動、そして安全安心が分かる大人たち、例えば、県警察の場合は、自転車通勤されている方はほぼ全員かぶられていると思うのですけれども、県職員であったり、市職員であったり、私たち議員であったり、そういった公の立場の人間が、まず大人として模範となる必要があると思います。そのあたりを引き続き、警察の方々には着用率の向上、交通指導等を行っていただければなと思います。

川真田委員

私からは阿波吉野川警察署の庁舎整備についてお伺いしたいと思います。

この度の徳島県版・骨太方針に警察本部関連では、この庁舎整備に触れられており、また、先般、寺井議員が代表質問で検討状況についての質問をされておりました。

代表質問の日の夕方、議会棟の1階で吉田益子さんとお会いしまして、この、一步進んだことに大変喜ばれておりました、私としましては、先輩議員、またこの整備に関して御尽力いただいている全ての皆様に感謝と敬意を胸に秘めて質問をさせていただきたいと思います。寺井議員の質問と重複するかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

まず、第1点目、現庁舎の状況についてお伺いさせていただきます。

現庁舎は、庁舎にひびが入っていたりして、県内の防災拠点の中で唯一耐震性が確保されていないということで、住民の方々の不安、また、署員皆様の職場環境が及ぼす士気の低下等が心配されるところでございます。

今、阿波吉野川警察署がどういう現状であるのか、お伺いさせていただきたいと思えます。

前川警務部参事官兼総務企画課長

阿波吉野川警察署庁舎の現状について御質問を頂きました。

昭和41年2月に建築されました阿波吉野川警察署の現庁舎は、築57年が経過しており、経年劣化による外壁の剝離や雨漏りなどに対して、その都度必要な修繕を行っているものの、老朽化が顕著となっております。

また、平成26年の警察署統合によりまして、署員数が大幅に増加したため、庁舎の狭隘化も課題となっているところでございます。

さらに、庁舎の耐震性能を示すI s 値というのがございますが、これについては、0.6以上で、大規模な地震による倒壊又は崩壊の危険性が低いとされているところ、同署のI s 値は0.17でございまして、委員御指摘のとおり、防災拠点等となる県有施設の中で、唯一、耐震性能に課題がある施設となっております。

これら様々な課題はございますが、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、新庁舎整備に向けて取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

川真田委員

こちら寺井議員の質問、答弁にございましたが、吉野川市川島町にある現地においての整備を検討しているということでございます。

新庁舎の整備等については、住民の意見、治安情勢、災害リスク、県の財政状況を鑑みて総合的に判断をしなければならないと思っております。

その一方で、平成25年、阿波市議会において、新庁舎を整備する際には、阿波市内を建設予定地として検討することの請願が出されておいて、非常に難しい判断を要するものと思っております。

そういった中で、現地での建て替えを検討していると伺っておりますが、整備場所を決めた経緯、理由についてお伺いしたいと思っております。

前川警務部参事官兼総務企画課長

新庁舎の整備場所を現在地とした理由について御質問を頂きました。

まず、委員から御指摘がございました請願につきましては、平成25年9月定例会において採択されました、阿波市議会からの請願書に、新庁舎の整備場所について、阿波市内での整備を検討することの内容が含まれており、これに対しまして県警察といたしましては、警察力が最大に発揮できる場所を適地として選定すべく検討する旨を回答しているところでございます。

新庁舎の整備場所については、事件、事故や災害への対応のほか、県民の利便性、さらには、管内の交番・駐在所や他の警察施設との連携など様々な点を考慮し、検討を進めてきたところでございます。

現在地は、吉野川市の中心部に位置しており、事件、事故等の発生が多いエリアへのアクセスが容易で、かつ、管内各方面へも臨場しやすい場所であると認識しております。

また、第1次緊急輸送道路である国道192号沿いに立地しているほか、洪水浸水被害想定区域の外に位置するなど、比較的災害リスクの低い場所でもあります。こうした点などを踏まえ、総合的に判断し、現在地での建て替え整備に向け取組を進めることとしたところでございます。

新庁舎整備については、阿波市民、吉野川市民をはじめ、県民の皆様に対し、丁寧な説明に、引き続き努めてまいり所存でございます。

川真田委員

最後に、新庁舎の着手から完了までの期間についてお伺いしたいと思っております。

公共施設でございますので、事前調査から始まり、工法の検討、入札等、相当な時間を要するとは思いますが、現状、完了までの期間、どのくらいを想定されているのかお伺いしたいと思っております。

前川警務部参事官兼総務企画課長

新庁舎整備完了までにどの程度の期間を要するののかとの御質問でございます。

新庁舎の整備については、今後速やかに、求められる機能や性能、事業手法等について、民間の知見も活用した検討を開始することとしております。

現時点においては、庁舎の規模や整備手法等が未定であり、整備期間について正確にお示しすることは困難でございますが、参考までに申し上げますと、徳島中央警察署の整備事業におきましては、基本構想の策定開始から庁舎完成まで通算7か年を要しているところでございます。

もとより、新庁舎については、議員各位や県民の皆様から早期整備を望む声を多く頂い

ているところであり、一日も早い整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

川真田委員

警察署は、県民の安全安心を実現するために重要な施設でございますので、完成までの間、しっかりと維持管理をしていただき、また、完成に向けて警察活動の機能性と利用される県民の皆様の利便性をしっかりと踏み込んで、着実に整備に取り掛かっていただきたいと思いますをお願いを申し上げて、私からの質問とさせていただきます。

東条委員

私からは、質問というのではなく、お願いです。

今回代表質問をさせていただいたときに、犯罪被害者等支援条例を各市町村に広げていただきたい。今は那賀町だけができているというお話があったのですが、その推進というのは担当部局がやっていただけるのですけれども、やはり犯罪で一番に関わるのが警察だと思うのです。犯罪もそうですが、事故、事件、必ず警察が関わるということがあると思うので、どうしても警察は加害者のほうに行きますけど、残された被害者の方々の救済が本当に大事と思っておりますので、連携していただいて、是非、早急に取り組んでいただくように、私のほうからはお願いで終わらせていただきます。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時15分）